

平成16年4月20日

「市庁舎の終日完全禁煙」の実施について

- 1 主 旨 昨年5月の健康増進法の施行により受動喫煙の防止が規定され、市庁舎においてその対策を検討した結果、庁内（議会棟を除く）を終日完全禁煙とします。
- 2 実施日時 平成16年6月1日
- 3 喫煙場所 1階喫煙コーナーの空気清浄機は撤去し、来庁者用喫煙場所として、庁舎各入口付近に灰皿を設置します。職員用喫煙場所として東棟3階屋上に灰皿を設置します。
- 4 その他 しみんだより5月号に掲載し、庁内でもお知らせ文を掲示します。

財務部 管財課  
内線（2373）